

|  |                            |          |  |
|--|----------------------------|----------|--|
|  |                            | 厚生常任委員会  |  |
| 平成24年6月13日受理   |                            | 請 第 18 号 |  |
| 件 名  | 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する請願 |          |  |
| 紹介議員   | 提出者 住所 氏名                  |          |  |
| 藤川 隆夫<br>重村 栄<br>池田 和貴   |                            |          |  |
| <p>(要 旨)</p> <p>国会及び政府に対し、集団的消費者被害回復に係る新しい訴訟制度を、早期に創設することを求める意見書を提出することを請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>全国の消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いている。一方、消費者被害は50万円未満の少額被害が多く、現在の訴訟制度の利用には相応の費用・労力・時間を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣る消費者個人が裁判を起こして被害を回復するのは困難な現状がある。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認められていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題もある。</p> <p>平成21年9月から施行された消費者庁及び消費者委員会設置法附則6項には、「政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」ことが盛り込まれている。これを受け、消費者のための新たな訴訟制度の案が、平成23年8月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会において報告書に取りまとめられた。その後、内容的には不十分ながら、同年12月に消費者庁が「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」を公表し、その内容をもとに法案が検討されている。昨年7月に改訂された消費者基本計画には、「平成24年常会への法案提出を目指す」ことが盛り込まれ、この基本計画は閣議決定されたものであるが、未だ法案提出に至っていない。</p> <p>消費者被害の救済に不可欠な本制度の早急な創設を求める意見書の提出をしていただきたい。</p> |                            |          |  |

